

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 2 年 平	和 2 年 均	2 年 11 月 分	2 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>											
電気機械器具製造業		43		5.4	25	258	329	375	397		
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	7.6	40	433	434	509	525		
	電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	4.1	16	161	260	257	264		
	その他の電気機械器具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	5.0	23	231	320	381	413		
情報通信機械器具製造業		47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	4.2	24	238	224	234	247		
輸送用機械器具製造業		48		7.7	28	392	212	216	228		
	自動車・同附属品製造業	49	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附属車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	8.6	29	419	202	201	213		
	その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	3.7	21	273	259	283	295		
その他の製造業		51	製造業のうち、11から50に該当するもの以外のもの	7.1	28	304	332	357	373		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和3年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和2年分のものとは異なる業種目などについては、令和2年11月分及び12月分の金額は、令和2年分の評価に適用する令和2年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和2年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和3年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				3 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
電気機械器具製造業		43	409 321	417 326	412 330	414 335												
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		44	555 423	564 431	549 438	548 445												
電気計測器製造業		45	272 255	270 256	272 256	283 257												
その他の電気機械器具製造業		46	419 311	432 317	428 323	427 328												
情報通信機械器具製造業		47	257 220	258 222	261 225	257 227												
輸送用機械器具製造業		48	231 225	244 225	255 225	254 225												
自動車・同附属品製造業		49	214 218	228 217	240 217	238 216												
その他の輸送用機械器具製造業		50	305 261	315 263	323 265	327 267												
その他の製造業		51	388 338	392 340	399 343	404 345												